

東栄町間伐材搬出事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本補助金は、間伐材の搬出事業に対し林業経営者の費用負担を軽減することにより、間伐促進と林業経営の安定を図ることを目的とする。

(補助金の交付等)

第2条 町内の山林で伐採した間伐材を山林所有者又は町内の森林組合等が東栄町役場から概ね40km以内の市場等（以下「市場等」という。）に搬出した場合に予算の定める範囲内において補助するものとする。ただし、財団法人豊川水源基金が実施する間伐事業における間伐材を市場等へ搬出した場合など他の事業等で本事業と同様の補助等がある場合を除く。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東栄町間伐材搬出事業補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、書類の審査及び現地調査により、補助金の交付を決定し、東栄町間伐材搬出事業補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の請求は、補助金請求書（様式第3号）により請求するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 町の指示に従わなかったとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名 間伐材搬出事業

補助対象者	補助対象事業費	補助率	交付要件
<p>森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者（地縁団体及び町内の森林組合以外の法人は除く。）</p>	<p>町内の山林の山土場に集積された人工林の間伐材で、原木市場、製材加工施設等に搬出された材1立方メートル当たり3,000円を乗じた額 ただし、公共事業の支障木及び公共補償等される支障木は対象としない。</p>	<p>補助対象事業費の10分の8以内</p>	<p>補助金は毎年度1月末日までに申請のあったものを対象とし予算の範囲以内で交付するものとする。</p>

東栄町間伐材搬出事業補助金交付申請書

年 月 日

東栄町長 様

申請者
住所
氏名 印

東栄町間伐材搬出事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

なお、補助金は次の口座に振り込み願います。

金融機関名	銀行 農協 信用金庫	支店
口座番号	普通 ・ 当座	No.
ふりがな 名義人		

2 事業内容等

番号	山林所有者 住所氏名	搬出先 住所・氏名	山林所在地	搬出 材積 (m ³)	事業着手日			事業完了日			
					年	月	日	年	月	日	
1					搬出開始				搬出完了		
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
計											

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 確認書
- (3) 間伐材取扱証明書（内容を具備しているもの）
- (4) 写真（間伐実施後、積み込み実施中のもの）

確 認 書

私たちは、東栄町間伐材搬出事業補助金の採択を受けるに当たり、事業の趣旨を理解し、補助金の交付を含めて間伐材搬出に係る経費の負担及び支払いについてお互いに協議調整し、間伐材搬出に係る作業受委託の契約を締結したものである。

平成 年 月 日

委託者（森林所有者）
住所

氏名 印

受託者（搬出業者等）
住所

氏名 印

間伐材取扱証明書

(搬出業者等)

様

搬入日	合計材積 (m ³)	本数	材積(m ³)	材積(m ³)	材積(m ³)	材積(m ³)	材積(m ³)
			長さ(m)	長さ(m)	長さ(m)	長さ(m)	長さ(m)
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							

合計 m³

上記のとおり確認しました。

平成 年 月 日

(市場等)

住所

氏名

印

上記明細を確認しました。

委託者 (森林所有者)

住所

氏名

印

受託者 (搬出業者等)

住所

氏名

印

平成 年 月 日

様

東栄町長

東栄町間伐材搬出事業補助金交付決定通知書

東栄町間伐材搬出事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、東栄町間伐材搬出事業補助金を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金31,200円

※ 指定された口座へ振り込みますのでご確認ください。

平成 年 月 日

請 求 書

東栄町長 様

住 所
氏 名 印

平成26年10月22日 付けで交付決定のあった平成25年度東栄町間伐材搬出事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 補助金請求額 金46,800円